事例３：立坑底部に設置した昇降梯子から滑り落ちた

立坑底部に設置してある昇降梯子を上り始めたところ、右手が滑り１．２m下に落下した。

原 因

・階段を設置することが可能であったが設置しなかった。

行 動

・セーフティブロックを使用せず昇降はしごを上り、手を滑らせ落下

結 果

・左足かかとを骨折

教 訓
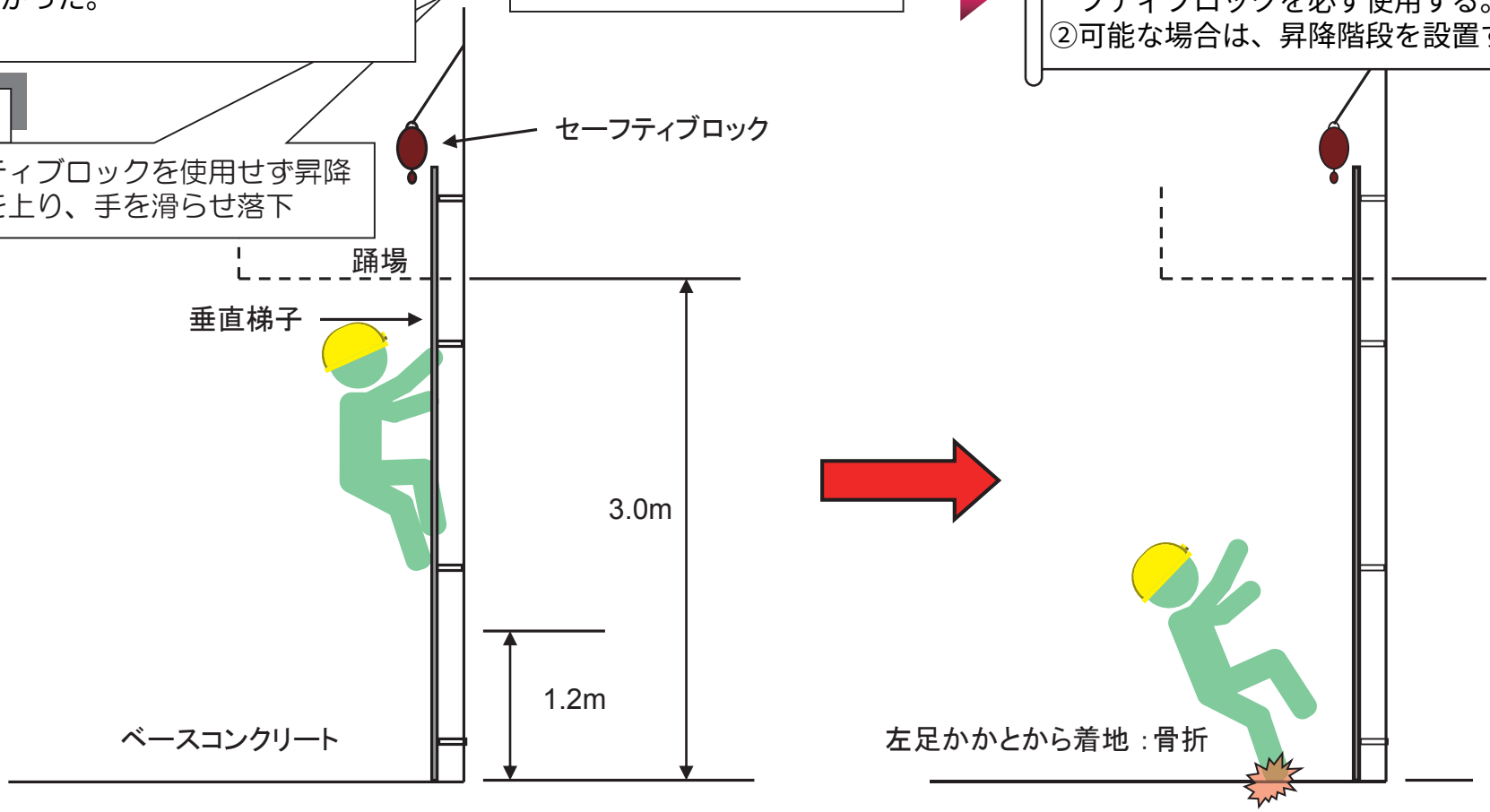
①昇降梯子で昇り降りする際には、セーフティブロックを必ず使用する。
②可能な場合は、昇降階段を設置する。